

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 再提案	(	・	・	第	回総会	；	市)
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設						
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 土地交通省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 建設部 <input type="checkbox"/> その他 名称								
件名	6 急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の一部緩和について								
提案市	安曇野市								
提案要旨	住民の生命及び財産を守る急傾斜地崩壊対策事業の促進のため、採択基準（補助公共事業・県単独公共事業・その他公共事業）の警戒区域内の対象家屋戸数の緩和を要望する。								
提案理由	安曇野市内には、土砂災害特別警戒区域が土石流で110箇所、急傾斜で250箇所と多いため、特に人家がある箇所の土砂災害防止工事を要望しているが、採択基準に合わないため事業を実施できない箇所が多くある。								
現況及び課題等	<p>○採択基準（急傾斜崩壊対策事業の場合）</p> <p>(1) 急傾斜地の高さが10m以上であること。  (2) 移転適地がないこと。  (3) 下記のいずれかに該当するもの。（下記抜粋）</p> <p>人家おおむね10戸（公共的建物含む）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。ただし、避難路を有する急傾斜地の場合は「10戸」を「5戸」と読み替える。</p> <p>以上のように採択にはいくつかの要件を満たすことが条件になるが、急傾斜地の場合は避難路に指定されていない道路も実質は避難路として扱われているため、採択基準を全て「5戸」に緩和願いたい。</p>								
関係法令	土砂災害防止法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律								